

供託書
(雑)



字加入 字削除

頁

申請年月日	平成19年12月25日
供託所の表示	高知地方法務局

法令条項	民法第494条	平成19年度金第	989号
------	---------	----------	------

供託者の住所氏名

780-0506
高知市知寄町2丁目4-10-404

坂本 茂雄

供託の原因たる事実

被供託者利供託者に対し 下記日付で決算特別委員会及び総務委員会(平成19年11月1,2,27,29日)の議決用務の取次ぎをした4日間の費用弁償として下記金額の支払いを求めた。しかし、供託者として不当利得となり、費用取次ぎが済んだので、被供託者に対し12月25日被供託者から受領を拒否されたので、供託します。

平成19年12月17日 証
平成19年11日分
決算特別委員会 平成19年11月1,2,27日 3日間
総務委員会 平成19年11月29日 1日間

被供託者の住所氏名

780-8520
高知市丸の内1丁目2番20号

高知県

1. 供託により消滅すべき権利又は抵当権

2. 反対給付の内容

供託金額	百	十	百	十	千	百	十	円
					2	0	0	0

上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。

平成19年12月25日
高知地方法務局
供託官 森野 誠

